

## 消費者問題国民会議委託要綱

府国生第 5 7 1 号

平成 1 5 年 4 月 1 4 日

### (目的)

第 1 この要綱は、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が消費者問題国民会議（以下「国民会議」という。）の実施を地方公共団体に委託する場合の基本的な事項を定め、その適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

### (委託の申入れ)

第 2 大臣は、国民会議の実施を委託しようとするときは、この要綱に消費者問題国民会議実施要領（以下「要領」という。）を添え、国民会議の実施に伴う経費（以下「委託費」という。）を明示して地方公共団体の長に申入れるものとする。

### (受託の通知)

第 3 地方公共団体の長は、第 2 に定める申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から 1 0 日以内に請書（別記様式第 1）、実施計画書（別記様式第 2）及び収支予算書（別記様式第 3 - 1）を添え、正本 1 通及び副本 2 通を大臣に提出するものとする。

### (委託契約の成立)

第 4 委託契約は、大臣が第 3 に定める請書を受理した時に成立するものとする。

### (委託費の経理)

第 5 委託費は、地方公共団体の歳入に繰り入れ、対応科目を設けて他の経費と区分して経理するものとする。

### (国民会議の実施)

第 6 地方公共団体の長（以下「受託者」という。）は、大臣が定める要領に基づいて、国民会議を行うものとする。

### (経費区分の変更)

第 7 受託者は、第 3 の定めにより提出した収支予算書の経費区分に 2 0 % 又は 2 0 万円のうちの高い額を超える額の変更を加えようとする場合には、変更収支予算書（別記様式 3 - 2）正本 1 通及び副本 2 通を提出して大臣の承認を受けなければならない。

### (報告書の提出)

第 8 受託者は、国民会議を終了したときは、報告書を作成して別に定める日までに 2 部提出するものとする。

(委託費の支払)

- 第9 受託者は、委託費の交付を受けようとするときは、報告書提出後30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに精算書(別記様式第5)正本1通及び副本2通並びに請求書(別記様式第4)正本1通及び副本2通を官署支出官内閣府大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)に提出しなければならない。
- 2 大臣は、必要があると認められるときは、概算払により委託費の全部又は一部を交付することができる。
- 3 受託者は、前項に定める概算払を受けようとするときは、委託契約成立後、請求書(別記様式第4)正本1通及び副本2通を会計課長に提出するものとする。
- 4 受託者は、概算払を受けたときは、国民会議の終了後第1項に定める日までに精算書を提出しなければならない。

(大臣の指示等)

- 第10 大臣は、必要があると認められるときは、国民会議の実施状況、委託費の使途等について指示をし、報告を求め、又は監査を行うことができる。

(返還命令)

- 第11 大臣は、受託者が次の各号の一に該当すると認めるときは、委託費の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 国民会議の実施又は経費の支出が適正でないとき。
- (3) 精算額が概算払の交付額に満たないとき。

別記様式第1

文 書 番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長 印

請 書

平成 年 月 日付け府国生第 号をもって通知のあった「消費者問題国民会議」の委託については、同通知書の記載するところにより実施することをお請けします。別紙として、実施計画書及び収支予算書を添付します。

# 実 施 計 画 書

国民会議の名称	実施主体	実施期間 (企画・実施等の 期間)	開催日	実施場所	参加者数 (予定)	統一標語	後援あるいは協賛団体名

目的	事業の種類	事業種類別実施方法	備考

## 収 支 予 算 書

### 収入の部

款	項	目	節	金額	備考

### 支出の部

款	項	目	節	金額	備考

## 変 更 収 支 予 算 書

収入の部

款	項	目	節	金額	備考

支出の部

款	項	目	節	変更後金額 (A)	変更前金額 (B)	増減(△) (A) - (B)	備考

官署支出官内閣府大臣官房  
会 計 課 長 殿

地方公共団体の長 印

## 請 求 書 (概算払)

平成 年 月 日付け府国生第 号及び平成 年 月 日付け 第 号(請書の文書番号)により委託契約が成立した「消費者問題国民会議」の委託費として、下記金額を交付されたく、請求します。

記

金 円也

(注) 標題中「(概算払)」は、精算払請求の場合は、削除してください。

官署支出官内閣府大臣官房  
会 計 課 長 殿

地方公共団体の長 印

## 精 算 書

### 収入の部

区 分	予算額 A	決算額 B	差引増減(△)額 A-B	備 考
消費者問題国 民会議委託費				

### 支出の部

区 分	予算額 A	決算額 B	差引増減(△) 額 A-B	備 考

(注) 支出科目欄は、歳出予算科目の節を記入してください。

